

健生食輸発1209第1号
令和7年12月9日

各検疫所長 殿

健康・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

「令和7年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について
(ブラジル産はちみつのグリホサート及び中国産養殖鰻のエンロフロキサシン)

標記については、令和7年3月28日付け健生食輸発0328第2号（最終改正：令和7年12月5日付け健生食輸発1205第2号）（以下「モニタリング通知」という。）に基づき実施しているところである。

今般、ブラジル産はちみつのモニタリング検査において残留農薬等の基準に違反した事例があったことから、モニタリング通知を下記のとおり改正する。

また、過去一年間の検査実績を踏まえ、中国産養殖鰻についてモニタリング通知を下記のとおり改正するので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしくお願ひする。

なお、ブラジル産はちみつのグリホサートについては、登録検査機関による自主検査受託体制が整うまでの間は、貨物保留の上、行政検査で対応するようお願ひする。

記

1. 別表第2への追加

- ・ブラジル産はちみつ及びその加工品（簡易な加工に限る。）のグリホサート

2. 別表第3への追加

- ・ブラジル産はちみつ及びその加工品（簡易な加工に限る。）のグリホサート（製造者、製造所、輸出者又は包装者が「GREEN EUCALYPT PROPOLIS LTDA」であるものに限る。）

3. 別表第3から削除

- ・中国産養殖鰻及びその加工品（簡易な加工に限る。）のエンロフロキサシン（製造者、製造所、輸出者又は包装者が「FUJIAN RONGJIANG IMP. & EXP. CO., LTD.」であるものに限る。）
- ・中国産養殖鰻及びその加工品（簡易な加工に限る。）のエンロフロキサシン（養殖場が「SHUNDE BEIJIAO XIHAI BREEDING EEL FARM (EST NO:4400/AC147又は4400/M895)」であるものに限る。）